

午前十一時十二分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長(浅見裕康君) お答え申し上げます。

同じような御答弁で恐縮でございますが、一応この施設という一つの表現の中に実質的には後援金だとか、あるいは介護料だとか、そういった金の支給というものが含まれて実は法律的に総称して施設という用語を厚生省関係のいろいろな法律についても同じような表現を使っているわけでございますが、御指摘は十分あり、私どもも理解ができるところでございますが、何とぞひとつ御提案申し上げます。すくなく施設というように表現でお認めをいただければというように御希望申し上げます。

答弁的にけろろと申しわけない表現でございますが、ぜひともひとつ御理解をちょうだいしたいというふうに御希望申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。

○二十番(指田保雄君) ここで何回やっても、押し問答やつてもしよかなんで、いずれ総務委員会に付託をされますのでよろうにげたを預けますが、後援を回るとか必要資金の支給というの二項に書いてあるんですね。後援を回るため必

要な資金の支給の他の施設ということ、だから説明してあるわけだから、ここを施設をするというのはどうしてもなじまないと思うんですね。ですから、国からそのように来たというのを皆さんも使うというと思いますが、あべこべにひとつ国の方から、ろろとおかしいんじゃないかと、そのくらい文句を言うくらい、ひとつ頑張ってもらいたいと思います。

そして何しろ国語というものは動いておりますし、さうも国語審議会の答申がございましたし、わかりやすく、国民だれでもわかりやすく、これがやはり国語じゃないかと思うんですね。殊さら難しい言葉を使って意味のわからな、わけのわからなことを書いておくのが、私、趣旨じゃないと思うんですね。

さういったことを申し上げまして、総務委員会に審査を願うことといたします。以上、議長(森田治男君) 何かありますかね。なければ以上で質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五号は、総務委員会に付託いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第五号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第四議案第六号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第六号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由並びに改正内容について御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、本条例は個人の均等割の税率改正でございます。地方税法第三百十条第一項に個人の均等割の税率の規定がございます。その税率は市町村の人口により三段階に区分されております。また同法第三項には市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする規定がございます。すなわち御承知のとおり、昭和六十一年十月一日をもって国勢調査が実施さ

れたわけですが、昭和六十一年十二月二十四日付で官報号外にその結果が公示されております。

福生市では人口が五万一千四百八十一人となっております。したがって従来五十五年に行われたときの人口四万八千六百九十四人をもとにした人口五万人未満の市町村の税率千五百円を適用しておりましたが、今回の官報公示により五万人以上五万人未満の市の税率二千円が適用されることになり、本条例を御提案申し上げた次第でございます。

それでは改正の内容について御説明申し上げます。

第三十一条第一項中「千五百円」を「二千円」と改めようとするものでございます。附則といたしまして、第一号は、条例の施行日を六十一年四月一日からとすることと規定し、第二号は、改正後の規定は六十一年度以降の年度分から適用し、昭和六十一年度分までについては従前どおりとするという規定でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議をいただきます。原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長(森田治男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本票と対する質疑を行います。

○十一番(原 敏子君) 五百円アップになるわけですから、これでどれぐらいこの分が
増収するかというのと、これは官報に公示されて五万人以上になったから、こういう地
方税法で、こういう千五百円が二千円になったということは、今の説明でよくわかりまし
たけれども、これも総務委員会に付託される予定ですから、五万人になって五百円
均等割が上がる。さうであれば、市民にとっては、どういふふうなメリットがあるのか、と、
すごく単純に思う人ですけれども、何らかのものがわかりましたら、一つ、二つ教えていただければと
思います。

○企画財政部長(内田和雄君)

画財政部長（内田和雄君）　まず初めの税の状況でございますが、五百円アップすることによりまして、現在、普通徴収分が七千二百人、特別徴収が一万一千人というところで、大体年間八百万円程度の増収となる見込みでございます。

それからあと均等割の定義と申しました。そういうことでございますが、解説と見ますと、人口が集中するに伴う市町村の各施設等の充実する必要があるため行政費が増高するということのような反面、住民が市町村から受ける利益、それらの施設

が充実し、行政水準が高まっていくというよりなことのなかで国において三段階に分けた均等割を規定しているというふうなことでございます。今までの五万入未満ですと千五百円、それより五万入より五万入未満の場合が二千円、五万入以上だと二千五百円というふうなことで区分されております。よろしくお願いいたします。

○十一番(原敏子君)

○十一番(原 敏子君)　今のは八百万円の増収というのは、それは計算すればこういうふうな形で出てくるんでしようからそれはそれでいいんですけれども、均等割が五百万円アップするため、今部長がいろいろ幾つか各施設の充実だとか住民が市町村より受ける恩恵といふのは、何かやんなことと云っておられましたけれども、これはすぐすぐやうふうにはやらないんじゃないかなと私は思うんですけれども、五百万円アップしたから何かは何かのところでできるとか、何か各施設がどこか充実するのかなというのも聞いてみたいような気がしますけれども、きょうはこれくらいにしておきますので、また後ほどやういう機会があったらお聞きしたいと思っておりますのでこれくらいで結構です。

○議長(森田治男君)

お諮りいたします。

ただいま議題となつております
議案第六号は、総務委員会に付託したと思

います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田吉男君) 御異議なしと認めます。よって議案第六号は、総務委員
会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田吉男君) 日程第五議案第七号 福生市の緑を育つる条例の一部
を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君登壇)

○市民部長(古谷正夫君) 御指名をいただきまして議案第七号 福生市の緑を育
つる条例の一部を改正する条例について提案理由とその内容について御説明申
し上げます。

御案内のとおり福生市におきましては年々少なくなる緑を育つるため樹林地増大
奨金を交付し、緑の保全に努めております。ところが年々減少する樹木や生け垣に
ついても現状を踏まえ、その保全策を講ずべく計画し、六十年度におきまして調

査費をお願いし、市内における樹木と生け垣の調査を実施したところでございます。

その調査結果をもとに一定の要件を有する樹木、生け垣につきましては奨励金を交付
し、市民の協力のもとに緑の保全を図ってまいりたいと考え、御提案申した次第でござい
ます。

それでは条例の内容について御説明申し上げます。

第一条は、この条例の目的を規定しておりますが、この中で従前の樹林地に加え
樹木、生け垣につきましても保全していくことを明文化しようとするものでございます。

第四条は用語の整理と市民に協力と努力をお願いする事項といたしまして、
所有者に管理上の尽力をお願いすること、当該樹林地等の所有者でない市民に
おかれましては緑のもたらす知用に深い理解を賜りたい旨の二項を規定しようとし
るものでございます。

第五条は用語の整理でござります。

第七条は、これまでの樹林地のほか、樹木、生け垣につきまして奨励金が交付さ
るる旨の規定でござります。その要件につきましては規則で定めることとし、樹

林地は従前どおり七アール以上の面積を必要とし、樹木につきましては幹回りか

地面から一・五メートルの高さで一メートル以上、樹木の高さが十メートル以上のもの、また生け垣につきましては不の高さが一メートル以上であり、かつ公道またはこれに準ずる市道に面した部分の延長が十メートル以上のものとするところを考へて御提案をしております。奨励金につきましては樹木は一本につき二千円、生け垣は一カ所一万円と予定しております。

次に第七条第三項は用語の整理でございます。

第八条は、奨励金を交付しないものとして適用除外を定めてありますが、新たに二つ加えようとするものでございます。その一つは、第三号といたしまして固定資産税の非課税地の者は対象としないこと。ほかの一つは、第四号といたしまして樹林地についての奨励金が交付される場合はその樹林地の中に大木や生け垣がなくてもそれには奨励金は交付しないというものでございます。

第九条、第十条、第十一条、第十二条につきましては用語の整理でございます。

この条例の施行に当たりましては、昭和六十二年四月一日を考へ、附則に規定した次第でございます。

以上、大変雅駁な説明でございますが、慎重御審議をいたしまして原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終らせていただきます。

○議長(森田治男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七号は、建設委員会に付託いたしたと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よって議案第七号は、建設委員

員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君)

日程第六、議案第八号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君登壇)

○市民部長(古谷正夫君) 御指名をいただきましたので議案第八号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の国民健康保険条例の一部改正は、国の給付基準の改正に伴いまして福生市国民健康保険条例の助産費の支給額を十万円から十三万円の改めようとするものでございます。

附則におきまして、施行期日につきまして昭和六十二年四月一日から施行しようとするものでございます。

経過措置につきましては、改正後の福生市国民健康保険条例の規定は施行日以後の被保険者の出産に係るものから適用し、施行日前の出産に係るものについては、従前の例により給付しようとするものでございます。

以上、簡単でございしますが、慎重審議を賜りまして原案御可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(森田右男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八号は、厚生委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第八号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田右男君) 日程第七 議案第九号 福生市国民健康保険税

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君登壇)

○市民部長(古谷正天君) 御指名をいただきまして議案第九号「福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして提案理由とこの内容について御説明申し上げます。

国民健康保険税の税率等の改定につきましては昭和五十九年十月より創設された退職者医療制度に伴い国庫補助率が削減されました影響が予想以上に大きく、昭和六十一年度予算の編成に当たり大幅な財源不足を来しているのが現状でございます。したがって、一般会計からの繰入金と大幅にふやしていただく一方、やむを得ず灯前年決算見込みで一八・八%、実質一六・二%の一人当たり負担増の税率改定を実施いたそうとするものでございます。次に条文の内容について御説明申し上げます。

第二条につきましては限度額をございまして、「二十五万円」と「二十八万円」に改めようとするものでございます。

次に第三条につきましては所得割の額をございしますが「百分の三・三八」と「百分の四」に改めようとするものでございまして、〇・六二%の引き上げになります。

次に第四条につきましては資産割の額をございしますが、「百分の三・四」と「百分

の二・六」に改めようとするものでございまして、八%の引き下げとなります。

次に第五条でございしますが、均等割額で現行「二千五百二十円」と「五千四百円」に改めようとするものでございまして、一人につきまして二千八百八十円の増額となります。

第十二条につきましては国民健康保険税の減額をございまして、限度額及び均等割の改正に伴うものでございます。まず「二十五万円」と「二十八万円」に改めようとするものでございます。これは減額した後の限度額をございします。

次に均等割六割減額、「千五百十二円」と「三千二百四十円」と、また均等割四割減額、「千八百円」と「二千六百四十円」に改めようとするものでございます。

次に施行期日でございしますが、この条例は、昭和六十二年四月一日から施行しようとするものでございます。

経過措置につきましては、改正後の国民健康保険税条例の規定は、昭和六十一年度分の国民健康保険税から適用し、昭和六十一年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

なお、これは国保運営協議会に御答申をいただいております。

以上、大受雜駁の説明でございますが、慎重審議賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(森田治男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に對する質疑を行います。

○十四番(仲村清信君)

国保の税率改定。

これは今期、この議会でも提

案されておる人で大受注目を集めておるところでございますけれども、当市の場合、比較的アツア率を抑えられた形で提案されてきております。厚生委員会の方で細かいことはされると思っておりますけれども、二、三お聞きしておきたいと思っております。まず第二条の限度額の引き上げられた形を見たときの対象者は何名くらいおられるのか。二十五万円のときで、わかれば対象者、二十八万円になったときの対象者。

それから第四条の関係で、資産割でございます。これは税の徴収の問題、そしてまた税の公営負担の問題。そして、これは制度によつて対象者の受ける利益というものの絡みからいまして、資産税に対しては充分適用をされておるところかふえてきております。本市においても資産というものに対してはすでに固

定資産税等の税の負担としておられるわけでございまして、このパーセンテージで結構でございます。今度の現在福生市において、四万の对象になる対象者が、三割の負担としておられる方が被保険者の全体の何%くらいになっておられるか。そして、これは個々の考え方でございすけれども、資産割とこの税徴収についてやっぱり流れとしては改めていくというふうになつておられるのではないかと私は考えっておりますので、今後の考え方等についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

まず、そんなところでお願いしたいと思ひます。

○市民部長(百谷正夫君)

自席から御答弁をさせていただきます。

最初に限度額でございますけれども、今までは二十五万円でございました。その中でございますが、四百世帯でございました。これから改正をさせていただきます。二十八万円になりました場合に、つまりは三百七十世帯でございます。

それから資産割の関係でございますけれども、二三区につきましてはこの資産割については課税しない方式をとっておりまして、二方式の方式をとらせていた部分があるわけでございます。といいますのは所得割と均等割というふうな方式で、二三区は取っております。また、二六市につきましては資産割については減少

というふうな状態でございます。 といいますのは税の不公平さがあるだろうと、御指摘のとおりでございまして、そういうふうな関係から、今後につきましては年々減少させていただくというふうに考えておるわけでございます。

それから、もう一点、世帯でパーセントというふうなことでございすけれども、三・八％となります。 以上でございす。

○議長(森田治男君) よういすか。(「はい、結構でございます」と呼ぶ者あり)
○九番(上野重勝君) 二、三御質問を申し上げます。

まず今回の保険料の値上げに当たりましては当初二・八％というふうなかなり大幅なものが予定をされておったわけですが、それが繰入金と大幅にふやした。 六十年年度と比較として一億四千万円ふえておる。 これは保険料率を一・六二％まで下げ得た大きな原因だろうと思ひます。

そこで、このような大幅な財政不足を果した原因、一つには、今説明がありましたように国庫補助金の大幅な削減というものがあつたということとを聞いておりますが、これは、補助率の引き上げの問題と、それから退職者の加入者の負担金か、例えば今年度の場合ですと二千億円不足するのにかつ分補助金としてないというふうな、いわゆる厚

生省の誤算による不足もあるのではないかと、私に尋ねております。 そこで、それらはどうなつておるのか。

それから、最近の新聞報道によると、そのうちの千三百億円は追加予算で本年度は負担する。 六十年度は負担するということとを聞いております。 それで果年度においてはこういう傾向が国の方として、国の補助金としてカバーできるかどうか。 現在のこの改定に当たつてはそういうものは参酌をしてないかどうか。 その辺の考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

それから、いさつ、財政不足を生じた大きな原因に、保険料の率か他市と比較をいたして極端に低いという問題があつた人ではないかと思ひます。 これは他市との比較でどのくらい差があつたのか。 例えば均等割ですと、二千五百二十円を五千四百円、かなり大幅に引き上げておるわけです。 この辺に従来改定をしなかつた市側の怠慢といふすか、手振りがあつた人ではないかというふうに尋ねております。 それで今回五千何百円というふうな値上げになりますけれども、果たして今回これだけ値上げをして、将来これだけで持つていけるのかどうか。 六十一年度はこのくらいで何とかやつていけるだろうと、しかし、六十二年以降についてはどうなのか。 少なくとも将来に何かつて

三年ぐらゐの財政計画があると思いますが、それらをひとつお聞かせをいたしたくない。とりあえず、その御答弁をいたしたいと思ひます。

○市民部長(古谷正天君) 第一点の原因でございすけれども、これは御案内のとおりでございすけれども、健康保険法が昭和五十九年の十月一日で改正されたわけでございす。その内容は^(退)と申してありますけれども、退職者医療制度の創設があるわけでございす。これと同時に、国庫補助率の削減がされたわけでございす。それが大幅な削減の原因でございす。その結果を見ますと、六十年度でおきましては、財源不足を果してあるわけでございす。それで今議会にも補正の三号で上程をせういたして、計上をせういたしてあるわけでございすけれども、一般会計から新たに一億二千七百万円の繰入金をお願ひして、いろいろふうなことで、これにつきまして、国保財政で運営を図つていきたいというふうに考へてあるわけでございす。

六十一年度当初予算の編成に当たりまして、やはりこれ以上一般会計からの繰入金と増額するということふうな問題につきまして、問題があるというふうなことで、当初、国保運営協議会には、原案をいたしましては、三〇%程度の税率改定

を運協に御諮問申し上げたわけでございす。ところが、運協におきましては

余りにも高率であるというふうなことで、再検討を要するといふふうな案がありまして、財政とも協議をせういたしまして、さらに二千三百万円追加をせういたしまして、最終的には二億四千二百百万円の繰入金をお願ひ申し上げまして、本年度予算を計上をせういたしたわけでございす。

それで、これにつきましては、被保険者の余りにも負担が急激になるといふふうなことの緩和をせういたしたわけでございすけれども、九月に申し上げましたとおり、提案理由で申し上げたのとおりでございすけれども、一六・二%の引き上げを再諮問申し上げまして御答申を得たわけでございす。そういうことで、市といたしましては、最大限努力いたしました結果、引き上げをせういたすので、御理解のほどをお願い申し上げる次第でございす。

それから、国庫補助の関係でございすけれども、二千八十億円というふうな形の財源不足の問題があるわけでございす。御案内のとおりでございまして、二千八十億円の国庫補助としては、国の見込み違いがあったというふうなことでございす。

それから、現在、この関係につきまして、一千三百億円の補正予算が通ったというふうな